平成２７年（フ）第４６５２号
大阪府高槻市南芥川町８番１―610号、前住所大阪府高槻市津之江北町14番20号
破産者　松田　恭典
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１６２号
大阪市住吉区山之内４丁目９番４―105号、前住所大阪市住吉区杉本２丁目12番11号
破産者　安藤　俊之
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２０６号
大阪府箕面市粟生間谷西２丁目６番11―102号
破産者　谷　　聰子
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２５２号
大阪市大正区三軒家西１丁目４番６号　サウスコーストプラザ　403号、前住所大阪市大正区南恩加島３丁目８番12―803号
破産者　高橋　幸司（旧姓田村・大重）
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２５３号
大阪市大正区三軒家西１丁目４番６号　サウスコーストプラザ　403号、前住所大阪市大正区南恩加島３丁目８番12―803号
破産者　高橋　直江（旧姓田村）
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２５４号
大阪市西区南堀江４丁目７番１―308号
破産者　天野　　卓
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２８３号
大阪市天王寺区石ケ辻町７番13号　丸善シティハイツ上六201号、前住所大阪市天王寺区東高津町９番13号　Ｋ・Ｂ・Ｃビル601号
破産者　小形　利明
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３１１号
奈良県大和高田市勝目23、住民票上の住所大阪市西区立売堀２丁目５番10―1004号
破産者　北川惠一郎
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３３２号
大阪府池田市井口堂３丁目６番10号
破産者　三浦　　満
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３７６号
大阪府八尾市恩智北町４丁目149番地、前住所香川県小豆郡小豆島町二面250番地１
破産者　さぬき屋こと　中塚　　彰
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２６号
大阪市鶴見区浜５丁目５番37号
破産者　天野　由美
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４４号
大阪府茨木市豊原町５番33―901号
破産者　吉田　五月
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６８７号
大阪府羽曳野市郡戸461番地、前住所大阪府松原市上田６丁目８番32―210号
破産者　アンベリールこと　早川あつこ
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９３０号
大阪府柏原市大正２丁目３番11号
破産者　山本　敏弘
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０７７号
大阪府高石市高師浜２丁目４番22号、前住所大阪府高石市高師浜４丁目６番17―103号
破産者　上野真由美
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０９４号
堺市堺区南旅篭町西４丁３番９号
破産者　河合美知宏
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０９９号
大阪府羽曳野市大黒175番地の13
破産者　髙橋由貴江
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１００号
大阪府羽曳野市大黒175番地の13
破産者　髙橋　雅至
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
大阪府松原市東新町４―12―16、住民票上の住所堺市北区金岡町1988番地
破産者　田中　利昭
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係